

## ○岡山市相談支援機能強化等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 岡山市における障害者、障害児の保護者又は障害者若しくは障害児の介護を行う者に対する相談支援機能の強化を図るため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な相談支援等を要する障害者及び障害児のかかえる困難事例に対応する相談支援、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス事業所 次条に定める補助事業を行う事業所をいう。
- (2) 専門職員 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保健師又は看護師をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、岡山市障害者基幹相談支援センターと連携し、その指導及び助言を受けて実施する。

#### (1) 相談支援機能強化事業

- ア 一般的な相談に加え、総合的・専門的な相談支援等を行い、複合課題や困難な問題を抱える障害者等に対応する相談支援の提供
- イ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ウ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- エ 岡山市障害者自立支援協議会の運営や地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・

- 就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- オ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- カ 岡山市の相談支援機能の強化に資するその他の事業
- キ 市が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討
- ク 多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供
- ケ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携
- (2) 障害児等療育支援相談事業
  - ア 在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、療育指導等を提供する事業
- (3) 住宅入居等支援事業
  - ア 障害者等に対して、賃貸住宅に入居する支援、関係機関との連絡及び調整を提供する事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
  - ア 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、前項に掲げる事業について、岡山市、岡山県、その他の団体等から補助金等の交付を受けようとしているとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、第11条の規定により地域生活支援事業者として登録されている者でなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 人件費
- (2) 旅費に係る経費

- (3) 需用費に係る経費
  - (4) 役務費に係る経費
  - (5) 使用料及び賃借料
  - (6) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金額)

第6条 補助金額は、別表1に定める額と補助対象経費とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、補助金交付申請書(規則様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年4月30日までとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める書類とする。

- (1) 相談支援機能強化事業 岡山市相談支援機能強化事業実績記録票(様式第1号)及び岡山市相談支援機能強化事業個別相談支援利用実績記録票(様式第2号)
- (2) 障害児等療育支援相談事業 岡山市障害児等療育支援利用実績記録票(様式第3号)
- (3) 住宅入居等支援事業 岡山市障害者住宅入居等支援利用実績記録票(様式第4号)
- (4) 成年後見制度利用支援事業 岡山市成年後見制度利用支援利用実績記録票(様式第5号)

(補助金等の完了前交付)

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、市長が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

2 前項の規定により、事業の完了前に交付を行う場合の算定は、前年度に補助金の交付を受けた補助事業者にあつては前年度の実績により算定し、前年度に補助金の交付を受けていない補助事業者にあつては当該年度の年間見込額により算定する。

(地域生活支援事業者の登録)

第11条 地域生活支援事業者の登録（以下「事業者登録」という。）の申請は、岡山市地域生活支援事業登録申請書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。

(1) 市内に所在する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業を実施している社会福祉法人又は市内に所在する岡山市障害者地域活動支援センター等事業実施要綱第17条の規定に基づく地域活動支援センターI型運営事業者として登録を受けていること。

(2) サービス事業所は、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業又は地域活動支援センターI型事業において、専任で相談支援事業に従事していた常勤の専門職員を1人以上配置すること。

3 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書（様式第7号）により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(登録変更の届出)

第12条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があつたとき又は地域生活支援サービスを廃止したときは、当該変更又は廃止があつた日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書（様式第9号）によりその旨を届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であつた者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であつた者に対して、報告

若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業者登録の取消し)

第14条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 登録事業者が、不正の手段により第9条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が当該補助事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(事業の基本取扱方針)

第15条 相談支援は、利用対象者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切に提供されなければならない。

2 地域の相談支援事業所等に対する指導、助言及び人材育成の支援及び連携強化の取組等は、地域全体の相談支援の質の向上を図るものでなければならない。

3 登録事業者は、当該補助事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業実施の記録)

第16条 登録事業者は、当該補助事業を実施した際は、当該補助事業の実施日、内容その他必要な事項を、当該補助事業の実施の都度記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第17条 登録事業者は、当該補助事業を適切に実施できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第18条 登録事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第19条 サービス事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用対象者の秘密を漏らしてはならない。

2 登録事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用対象者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、利用対象者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により利用対象者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第20条 登録事業者は、その提供した相談支援に関する利用対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 サービス事業所は、その提供した相談支援に関し、第13条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサービス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給決定障害者等又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 登録事業者は、利用対象者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、利用対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第22条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、当該補助事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第23条 登録事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 登録事業者は、当該事業の実施記録を整備し、当該補助事業を実施した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成27年度の交付申請における市長が定める期日は、8月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

事業種別	補助基準額
相談支援機能強化事業	年額 6,000,000円 ただし、常勤の専門職員を2人以上配置する場合であって、そのうち1人以上を専任の職員とするときには、別に6,000,000円を加算することができる。
障害児等療育支援相談事業	訪問療育指導 1回 7,000円 外来療育相談・指導 1回 2,000円 事業所等職員の療育技術指導 1回 5,000円 療育機関に対する支援 1回 5,000円
住宅入居等支援事業	入居支援 1件 10,000円 24時間支援 1回 2,000円 電話相談 1回 800円 サポート体制の調整 1回 2,000円
成年後見制度利用支援事業	申立費用とは別に 1件 50,000円

岡山市相談支援機能強化事業実績記録票

(1) 専門的な相談支援の年間実績

① 専門的な相談支援等を要する障害者等のかかえる困難事例に対応する相談支援

項目		年間実績
開設日数		日
相談支援	延件数	件
	実人数	人
		別紙のとおり
個別支援会議	開催回数	回
	参加回数	回

※  部分の詳細は、別紙に記載。

② 地域の相談支援体制の強化の取組

項目		年間実績
地域の相談機関への 助言・指導	実施回数	回
地域の相談支援事業 者の人材育成支援	実施回数	回
地域の相談機関との 連携強化	実施回数	回

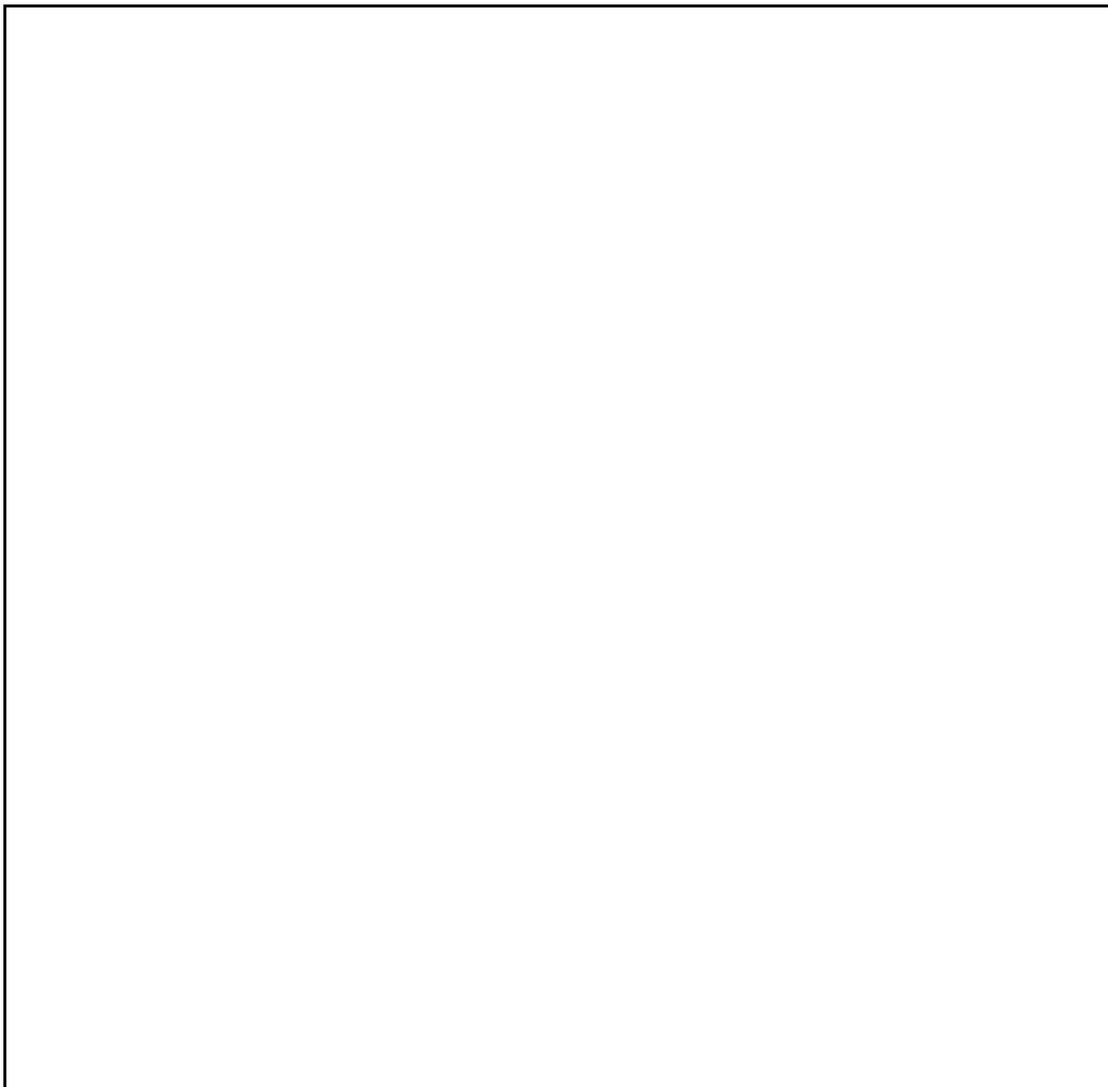
【人材育成支援の実施内容】

事業概要	年間実施回数
	回
	回
	回
	回
	回

【関係機関連携強化の実施内容】

事業概要	年間実施回数
	回
	回
	回
	回
	回

③ その他，岡山市の相談支援機能の強化に資する事業



(2) 実施結果の分析、次年度に向けた改善事項

① 専門的な相談支援等を要する障害者等のかかえる困難事例に対応する相談支援

--

② 地域の相談支援体制の強化の取組

--

③ その他、岡山市の相談支援機能の強化に資する事業

--

様式第2号（第9条関係）

岡山市相談支援機能強化事業個別相談支援利用実績記録票

事業所番号	
事業所名	

番号	相談年月日	利用対象者氏名	障害者・児との続柄	障害者・児の氏名	支援の概要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計					
				枚目	
				枚中	

様式第3号(第9条関係)

年 月分

岡山市障害児等療育支援利用実績記録票

事業所番号	
事業所名	

番号	支援日	支援対象者氏名	支援対象機関名	支援内容	補助金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
合計					
				枚目	
				枚中	

※支援内容と補助単価

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1 訪問療育指導        | 7,000円/回 |
| 2 外来療育・指導       | 2,000円/回 |
| 3 事業所等職員の療育技術指導 | 5,000円/回 |
| 4 療育機関に対する支援    | 5,000円/回 |

様式第4号(第9条関係)

年 月分

岡山市障害者住宅入居等支援利用実績記録票

事業所番号	
事業所名	

番号	支援日	支援対象者氏名	支援内容	補助金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
合計				
				枚目
				枚中

※支援内容と補助単価

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 入居支援      | 10,000円/回 |
| 2 24時間支援    | 2,000円/回  |
| 3 電話相談      | 800円/回    |
| 4 サポート体制の調整 | 2,000円/回  |

様式第5号(第9条関係)

年 月分

岡山市成年後見制度利用支援利用実績記録票

事業所番号	
事業所名	

番号	支援日	支援対象者氏名	支援の内容	補助金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				
			枚目	
			枚中	

※成年後見人選任申立を行った場合に補助対象となります。

岡山市地域生活支援事業登録申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を実施する事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ				
	氏名（名称）				
	フリガナ 住 所	(郵便番号 - )			
	(主たる事務所の所在地)				
	申請者連絡先	電話番号		F A X 番号	
	法人の種別				
代表者の職・氏名	職 名			フリガナ	
				氏 名	
	フリガナ 代 表 者 の 住 所	(郵便番号 - )			
申請する事業所等	フリガナ 名 称				
	フリガナ 事 業 所 (施 設) の 所 在 地	(郵便番号 - )			
	事業所連絡先	電話番号		F A X 番号	
申請する事業の種類	相談支援事業		日中一時支援（レスパイト）		
	コミュニケーション支援事業		日中一時支援（タイムケア）		
	移動支援事業		生活サポート事業		
	地域活動支援センターⅠ型		訪問入浴サービス事業		
	地域活動支援センターⅡ型		福祉ホーム		
	地域活動支援センターⅢ型		地域生活支援拠点機能強化事業		
	小規模作業所		相談支援機能強化等事業		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に指定を受けている場合	(事業所番号)				
	(障害福祉サービスの種類)				

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事業者指定申請中の場合は、事業所番号は記入する必要はありません。

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録したので通知します。

サービスの種類									
事業所の名称									
事業所の所在地									
主たる障害の種別									
事業所番号									
事業開始年月日	年 月 日								
備 考									

様式第8号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録却下通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)  
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録できませんので通知します。

- 1 サービスの種別
- 2 理由

岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

地域生活支援事業について、登録に係る事項を変更又は事業を廃止したので、岡山市相談支援機能強化事業等実施要綱第12条の規定により届け出ます。

		事業所番号																	
登録内容を変更（事業を廃止）した事業所	名 称																		
	所 在 地																		
	サービスの種類																		
変更事項	変更の内容																		
1 事業所の名称	(変更前)																		
2 事業所の所在地																			
3 申請者の名称																			
4 主たる事務所の所在地																			
5 代表者の氏名及び住所																			
6 定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)																		
7 事業所の平面図及び設備の概要																			
8 運営規程																			
9 主たる障害の種別																			
10 事業の廃止	(廃止した理由)																		
	(現にサービスを受けていた者に対する措置)																		
変 更（ 廃 止 ） 年 月 日										年 月 日									

- 備考 1 「変更事項」欄は、該当項目番号に「○」を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。